

資料一覧

- 【資料1-1】 [官庁営繕部における木造化・内装等の木質化の実績](#)
- 【資料2-1】 [官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について](#)
- 【資料2-2】 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編) 抜粋
※出典は[こちら](#)
- 【資料2-3】 [国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」](#)

- 【参考資料1】 [公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約](#)
- 【参考資料2】 令和5年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況
の取りまとめ【概要】
※出典は[こちら](#)
- 【参考資料3】 公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版
※出典は[こちら](#)
- 【参考資料4】 [木材利用促進月間ポスターについて](#)

官庁営繕部における令和4年度の木造化・内装等の木質化の実績 ※注1

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新営棟数	36	29	45
延べ面積 (m ²)	66,111	23,282	92,955
うち、基本方針において積極的に木造化を促進するとされている公共建築物(棟) ※注2	13	14	22
延べ面積 (m ²)	1,061	2,018	2,539
うち、木造化された公共建築物(棟)	12	14	22
(木造化率)	(92.3%)	(100.0%)	(100.0%)
延べ面積 (m ²)	1,046	2,018	2,539
内装等が木質化された公共建築物(棟)	21	20	28
うち、新築等(棟) ※注3	16	10	17
うち、模様替え(棟)	5	10	11
木材使用量 (m ³) ※注4	348	1,307	1,000
うち国産材の使用量 (m ³)	285	1,161	635
(国産材率)	(81.9%)	(88.9%)	(63.5%)

注1：官庁営繕費部所管予算のほか、各省庁からの支出委任予算による工事を含む。

注2：国が整備する公共建築物（新築等）から、コストや技術の面で木造化が困難であるもののほか、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている施設を除いたもの。

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

ただし、令和3年度末までに設計に着手しているもの又は基本計画等を公表しているものにあつては、以下を除いた低層の建築物。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

(例示) ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設

- ・刑務所等の収容施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
- ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物。
- ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注3：木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。

また、木造化を図った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22 m³/m²で換算した換算値。

なお、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

○ 令和4年度に完成した事例



農林水産研修所つくば館水戸ほ場(茨城県水戸市)
研究本館(木造化)



福島第2地方合同庁舎(福島県福島市)
自転車置場(木造化)



中部森林管理局森林技術・支援センター(岐阜県下呂市)
庁舎(木造化)



中国四国管区警察学校生徒寮(広島県広島市)
渡り廊下(木造化)



松江地方合同(島根県松江市)
庁舎(内装等の木質化)



今治港湾合同庁舎(愛媛県今治市)
庁舎(内装等の木質化)

令和6年度：官庁施設の木造化に適用可能なディテールに関する資料の収集及び評価
 ディテールに関する図面、仕様、留意事項等を作成している団体等を把握し、資料を収集
 収集した資料の官庁施設整備への適用可能性を評価

令和7年度：官庁施設整備に資するディテールの体系化
 官庁施設整備に適用可能なディテールについて、体系的に整理

体系的に
ディテールを
整理した資料

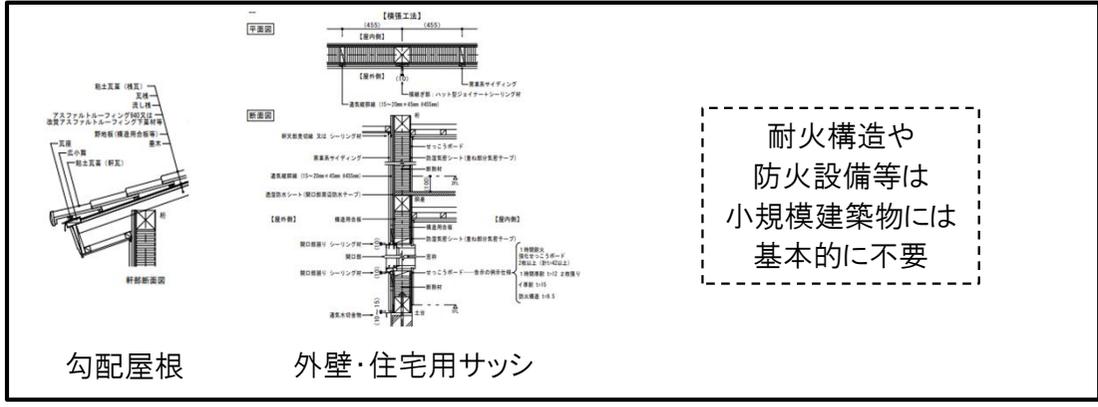
官庁施設の木造化の効率化
+
適切な整備水準の確保

業務イメージ

小規模建築物



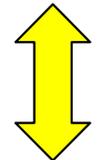
既存資料が
一定程度蓄積



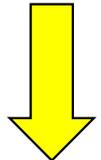
耐火構造や
防火設備等は
小規模建築物には
基本的に不要

業界団体
研究機関
メーカー
等

図面 仕様
留意事項等

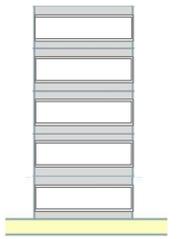


必要なディテールが異なる

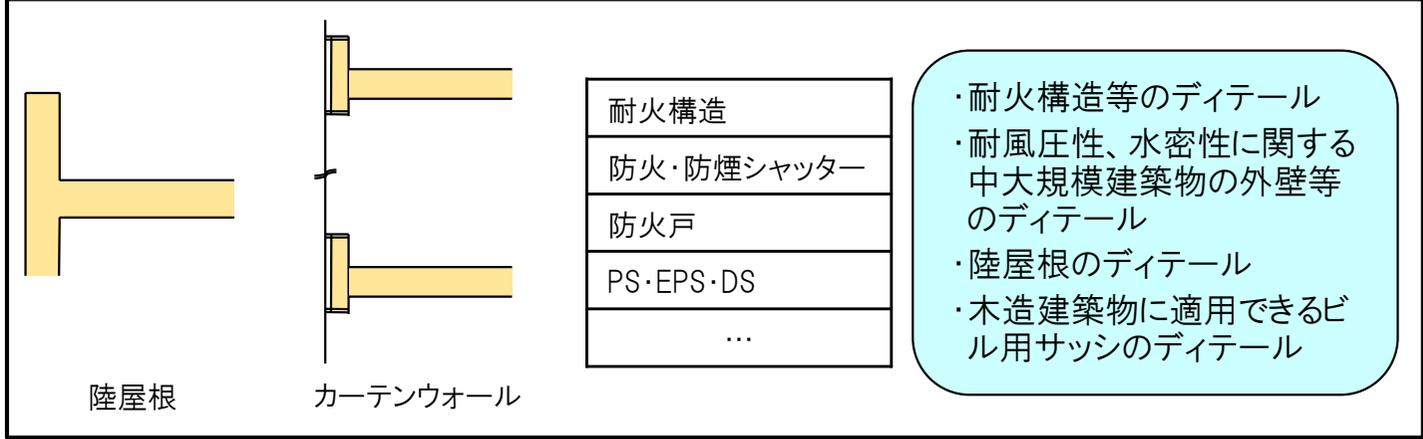


小規模建築物にはない
部分のディテールが必要

中大規模建築物

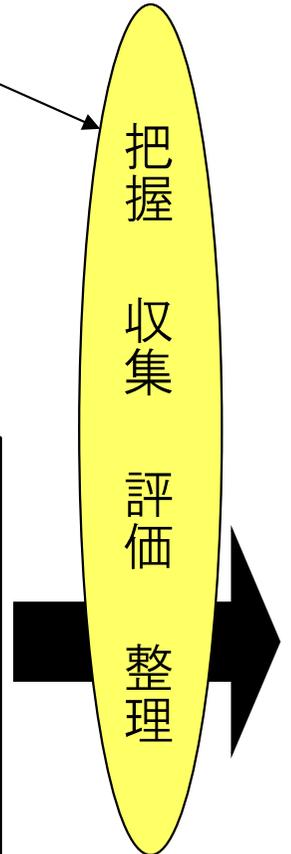


現状、資料が不足



耐火構造
防火・防煙シャッター
防火戸
PS・EPS・DS
...

- 耐火構造等のディテール
- 耐風圧性、水密性に関する中大規模建築物の外壁等のディテール
- 陸屋根のディテール
- 木造建築物に適用できるビル用サッシのディテール



体系的にディテールを整理した資料を作成

令和 6 年度 専門課程 木材利用推進研修【集合】

実施計画

令和 6 年 5 月 23 日
計画管理部 建築科

1 研修目的

公共建築物における木材の利用を推進するために必要となる総合的な専門知識を修得させることを目的とする。

以下の点を重点項目とする。

- ① 公共建築物の木材利用に関する最新の動向の把握
- ② 公共建築物の木材利用にあたり必要となる関連法令や基準等に関する専門的な知識の修得
- ③ 木造公共建築物の企画・計画にあたって必要となる専門的かつ総合的な知識の修得

2 対象者

国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村又は独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築物の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者

- ① 地方整備局等本局・事務所の係長又はこれらと同等の職にあると認められる者
- ② ①と同程度の職にある者

3 研修期間

令和 6 年 9 月 30 日（月）～10 月 4 日（金） 5 日間

4 研修定員数 30 人

		国土交通省	他府省	地方公共団体	独立行政法人等	計
令和 6 年度	計画	16	5	8	1	30
令和 5 年度	計画	16	5	8	1	30
	実績	13	5	5	4	27
令和 4 年度	計画	16	5	13	1	35
	実績	16	4	8	2	30

5 カリキュラム

(1) 講義内容

別紙のとおり

(2) 課題研究

木造建築物の計画・企画段階、事業調達段階、保全段階等で留意すべき検討内容等について、研修員、外部講師と国の担当者による討議を行う。

(3) 実地見学

木材を利用した建築物の事例について実地見学を行う。

6 研修形式、研修内容の工夫、PR ポイント

(1) 研修形式

研修期間を通じた研修員同士の意見交換の場の充実、全体討議の活性化、実地見学の実施のため、集合形式で実施する。

(2) 研修内容の工夫

研修冒頭に行う官庁営繕部木材利用推進室の担当官による講義において、公共建築物における木材利用の推進に関する現状や関連施策等を説明しつつ、研修の全体像を提示する。

また、以下の工夫により、研修の効果を高めていく。

- ・ 国の施策の最新動向や関係法令・基準、森林資源の状況、木材の特性、防耐火設計・構造設計・耐久性向上のポイント、木材調達や施工の手法、設計事例など、専門的かつ実務的な講義を幅広く実施。
- ・ 国の職員のほか、木材や木造建築物に関する分野の第一線で活躍する学識者や実務者による講義を実施。
- ・ 研修員が業務で抱える課題等に対し、学識者、本省室長が講師となり、それぞれの立場から助言等を行う全体討議を実施。
- ・ 木材を利用した複数の建築事例について実地見学を実施。

(3) 研修員へのPR ポイント、研修員の声

○ PR ポイント

本研修では、国の施策の最新動向のほか、木材の特性や木造建築物の企画・計画・施工等に関する専門的かつ実務的な講義・討議や、建築事例の実地見学を通じて、公共建築物における木材利用の推進に必要な総合的な専門知識を修得できます。

○ 研修員の声

- ・ 法規、防耐火、構造、森林循環、耐久性、取り組み事例など多岐にわたる講義で毎日新しい発見があった。(国職員)
- ・ 木材利用について卓越した見識を有する講師陣で大変満足した。(国職員)
- ・ 木材の特性を生かした建築物の考え方を広く学べるような配慮が随所にあり、業務の中でも汎用性の高い講義内容に感じられた。(国職員)
- ・ 幅広い講義内容であり、かつ他の研修員とも横の繋がりができ、大変有意義な研修であった。(県職員)
- ・ すべての講義が今後の木造建築事業を推進する上で有益であった。(独立行政法人等職員)

7 本省担当官

大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 佐藤 靖浩 課長補佐

8 テキスト代 (予定)

20,000円 (その他、移動交通費 (予定) 2,000円)

令和6年度 専門課程 木材利用推進研修【集合】 時間割(案)

使用教室 ○○教室

(敬称略)

月	曜								
／	日	8:30	11:50		12:50	13:15		17:15	
日	日	8:50							
9	月			11:00～ 入校式 オリエンテーション ガイダンス	自習	13:00～14:00 【公共建築物における 木材利用の推進 について】 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 佐藤 靖浩	14:10～16:05 【木造設計事例】 (株)マウントフジアーキテックススタジオ 一級建築士事務所 主宰建築家 芝浦工業大学 教授 原田 真宏	16:15～17:15 【自己紹介・業務紹 介】 (班別討議)	
30	火	自習	8:50～10:15 【森林資源の循環利用】 林野庁 林政部 木材利用課 建築物木材利用促進グループ 木造公共建築物促進班 課長補佐 日向 潔美	10:25～11:50 【計画・設計段階からの 木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいきの会 代表理事 鈴木 進	自習	13:15～15:10 【建築基準法と耐火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇	15:20～17:15 【木材及び木質系材料の特性】 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 青木 謙治	1	
10	水	【実地見学】 FLATS WOODS 木場／木材会館／(仮称)大岡山一丁目プロジェクト							2
10	木	自習	8:50～10:15 【木造公共建築物の材工分離 発注】 鶴岡市教育委員会 管理課施設係 専門員 後藤 章子	10:25～11:50 【木造建築物の施工管理】 (一社)日本CLT協会 企画・設計支援室 塩崎 征男	自習	13:15～15:10 【木造建築物の 耐久性向上のポイント】 関東学院大学 名誉教授 中島 正夫	15:20～17:15 【木造における構造設計上の ポイントや留意事項】 東京大学 生産技術研究所 教授 腰原 幹雄	3	
10	金	自習	8:50～10:15 【木造建築物に関する 最近の動向】 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光	～10:45 自 習	アンケート・ 修了レポート作 成	自習	13:15～15:15 【木造建築物の企画・計画等】 (全体討議) 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室 室長 田阪 昭彦 課長補佐 佐藤 靖浩 係長 片岡 美佳	15:30～ 修了式	4



令和6年6月17日

国土交通大学校

木材利用推進研修の研修員を募集します！【集合研修】

～公共建築物における木材利用に必要な知識について集中的に学びます！～

本研修では、公共建築物の施設整備等に携わる国・地方公共団体等の職員を対象に、公共建築物における木材利用の推進に必要な総合的な専門知識の修得を図ります。

具体的には、国の施策の最新動向、関係法令・基準、木材の特性、木造建築物の企画・計画・施工等に必要な専門知識や具体的な建築事例等について、国の職員のほか、第一線で活躍する学識者や実務者の講師から学びます。また、研修員と講師による討議や、木材を利用した建築物の現地見学を行います。

■研修内容

1 座学

- ① 公共建築物における木材利用の推進、木材及び木質系材料の特性、木造における構造設計上のポイントや留意事項、建築基準法と防耐火設計、木造建築物の耐久性向上のポイント
- ② 木造公共建築物の材工分離発注、計画・設計段階からの木材調達方法、木造建築物の施工管理、木造設計事例、木造建築物に関する最近の動向、森林資源の循環利用

2 課題研究（全体討議）

公共建築物への木材利用に関する業務上の課題等について、講師と研修員で討議を行います。

3 現地見学

木材を利用した建築物の事例について現地見学を行います。
(FLATS WOODS 木場・木材会館・(仮称)大岡山一丁目プロジェクト)

■対象者（定員30名）

国土交通省、他府省、都道府県、政令指定都市、特別区、市、町村又は独立行政法人等の職員で、国・地方公共団体の庁舎等公共建築物の施設整備等に係わる業務を担当し、次のいずれかに該当する者

- ① 地方整備局等本局・事務所の係長又はこれらと同等の職にあると認められる者
- ② ①と同程度の職にある者

■研修期間・場所・経費

期間：令和6年9月30日(月)～10月4日(金) 5日間

場所：国土交通大学校 小平本校

(〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1)

経費：食費 1,550 円/日 寮費 1,250 円/日

テキスト代(予定) 20,000 円

移動交通費(予定) 2,000 円程度 (いずれも税込)

■募集期間 **令和6年8月8日(木)まで**

■研修風景

全体討議の様子



現地見学の様子（木材会館）



募集状況については、国土交通大学校ホームページにも掲載しておりますので、ご覧下さい。

(<https://www.col.mlit.go.jp/kenshu.html>)

■令和5年度研修参加者の声（概要）

- 法規、防耐火、構造、森林循環、耐久性、取り組み事例など多岐にわたる講義で毎日新しい発見があった。(国職員)
- 木材利用について卓越した見識を有する講師陣に講義していただき大変満足した。(国職員)
- 幅広い講義内容であり、かつ他の研修員とも横の繋がりができ、大変有意義な研修であった。(県職員)

問い合わせ先：

国土交通大学校 計画管理部

建築科 小林・浅海

直通 042-321-7074

FAX 042-321-7081

col-keikakukanri3@gxb.mlit.go.jp

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約

(趣旨)

第1条 公共建築物における木材の利用の促進について、学識経験者からの意見等を踏まえた効果的な政策の立案及び実施をするために、官庁営繕部に公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇談会の委員は、別紙の掲げる者とする。
2 懇談会の委員は、必要に応じて追加を行うことができる。

(座長)

第3条 懇談会には座長を置く。
2 懇談会の座長は、懇談会に属する委員の互選により選任する。

(懇談会の議事)

第4条 懇談会の議事は原則として非公開とする。
2 懇談会の議事概要については、懇談会終了後速やかに作成の上、内容について委員に確認を得た後、国土交通省ホームページにおいて公開する。
3 懇談会の会議資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。
4 前2項の規定にかかわらず、懇談会において特に必要があると認められた場合は、議事概要及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(参考人の出席)

第5条 懇談会は、座長が必要と認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 懇談会委員及び参考人は、懇談会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年3月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年7月8日から施行する。

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 委員

内海 彩 株式会社 内海彩・長谷川龍友建築設計事務所 代表取締役
NPO 法人 Team Timberize 理事

大橋 好光 東京都市大学 名誉教授

大村 和香子 京都大学 生存圏研究所 教授

河合 直人 工学院大学 教授

腰原 幹雄 東京大学 生産技術研究所 教授

信太 洋行 東京都市大学 准教授

恒次 祐子 東京大学大学院 教授

林 立也 千葉大学大学院 准教授

松山 賢 東京理科大学 教授

木づかいが 森をよくする 暮らしを変える

ウッド・チェンジ



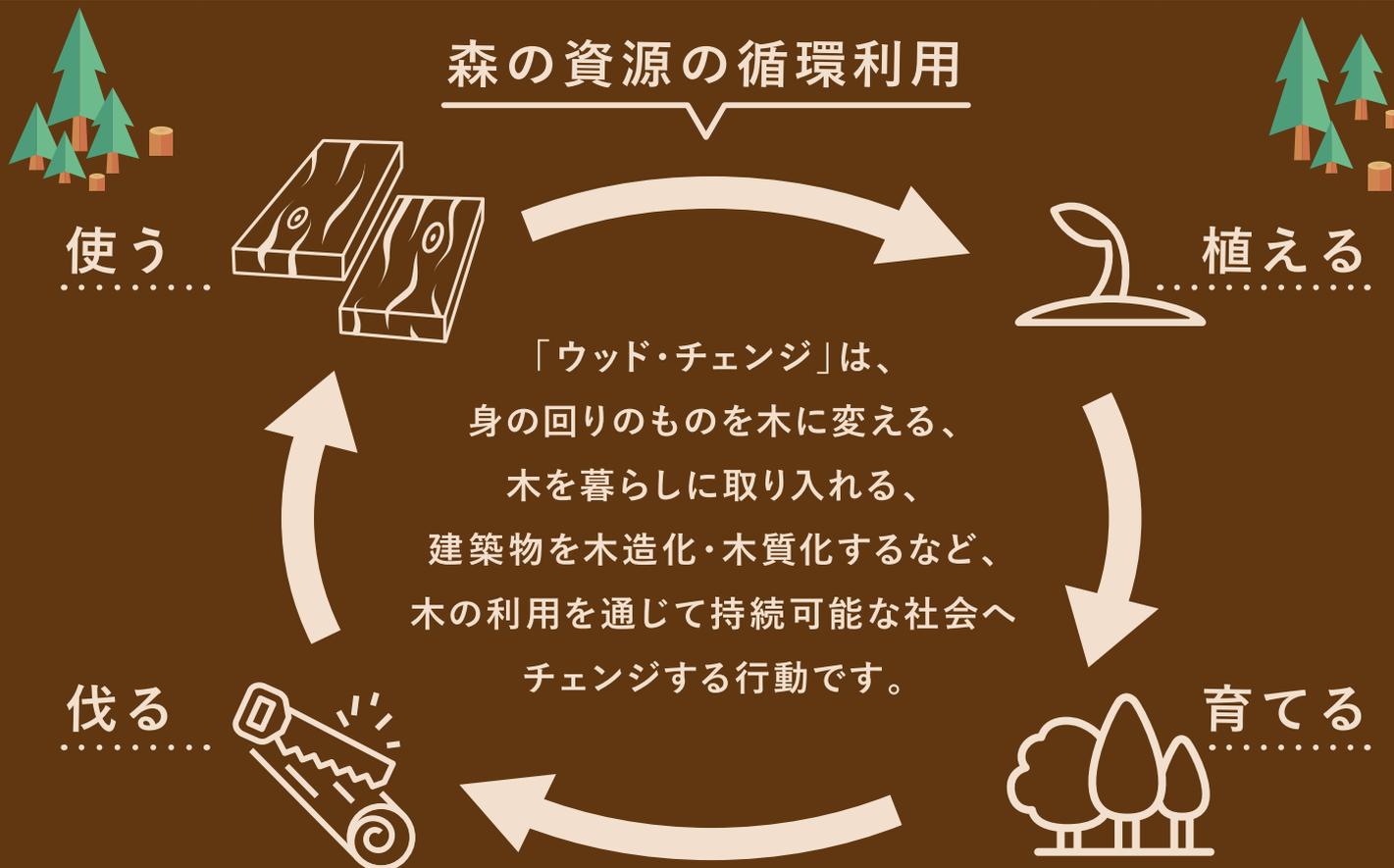
サザエさん一家は、
森林の環(もりのわ)応援団。



「伐って、使って、植えて、育てる」
「森林の環(もりのわ)」は、
豊かな森林を育み、
私たちの明るい未来の暮らしに繋がります。

©長谷川町子美術館

森の資源の循環利用



木材利用促進本部

農林水産省 総務省 文部科学省 国土交通省 経済産業省 環境省

10月は木材利用促進月間



10月は「木材利用促進月間」です



政府一体となった木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年に改正され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、法律の対象が、公共建築物から建築物一般に拡大されました。

また、農林水産省に、木材利用促進本部が設置（構成員に国土交通大臣）されました。政府一体となって、地方公共団体や関係団体等と連携し、建築物における更なる木材利用の促進に取り組みます。

木材利用促進の日・木材利用促進月間とは

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」になることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行います。

十月
+
八日
= 木

官庁施設の整備における木材利用促進の取組

国土交通省官庁営繕部では、官庁施設の整備において木材利用を促進するための取組を行っています。

木材利用に関する技術基準・手引き等の作成、関係省庁や地方公共団体等への普及

国の府省庁が公共建築物の木造化・木質化を図る際に用いる「公共建築木造工事標準仕様書」、「木造計画・設計基準」などの技術基準や、木材利用の取組に関する手引き・事例集などの整備を進め、地方公共団体への情報提供など、普及に取り組んでいます。

官庁施設の整備における木造化・内装等の木質化

官庁営繕部が整備を担当する官庁施設において、積極的に木造化や内装等の木質化に取り組んでいます。

浜松自動車検査登録事務所（静岡県浜松市）
庁舎…木造（一部鉄骨造）1階建（軸組構法）

木造化



外観

北海道警察学校（北海道札幌市）
庁舎…鉄筋コンクリート造地上4階建

内装等の木質化



エントランス

公共建築物における木材利用に携わる人材の育成

「木材利用推進研修」（国土交通大学校）など、公共建築に関する研修の実施を通じ、木材利用の促進についての理解を深めるなど、人材の育成に取り組んでいます。

国家機関の建築物における 木造化・内装等の木質化による整備

国土交通省官庁営繕部では 公共建築物の木造化や内装等の木質化に取り組んでいます



浜松自動車検査登録事務所（静岡県浜松市）

木造（一部鉄骨造）1階建（軸組工法）

木造化



外観



客溜り

国立アイヌ民族博物館

（北海道白老郡白老町）

鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）3階建

内装等の木質化



1階内観

北海道警察学校（北海道札幌市）

庁舎…鉄筋コンクリート造4階建

内装等の木質化



エントランス

福島第2地方合同庁舎（福島県福島市）

自転車置場…木造平屋建

木造化



施設整備のほか、技術基準類の整備・普及や、研修を通じた人材の育成等を行っています。

10月は木材利用促進月間です

国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課 木材利用推進室

官庁営繕 木材利用

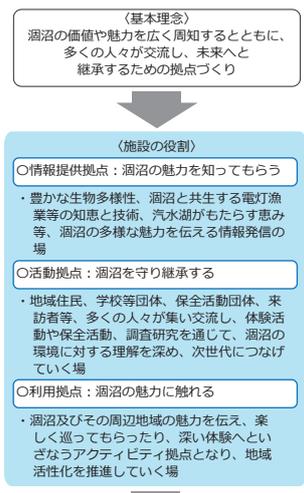


涸沼水鳥・湿地センター（観察施設）



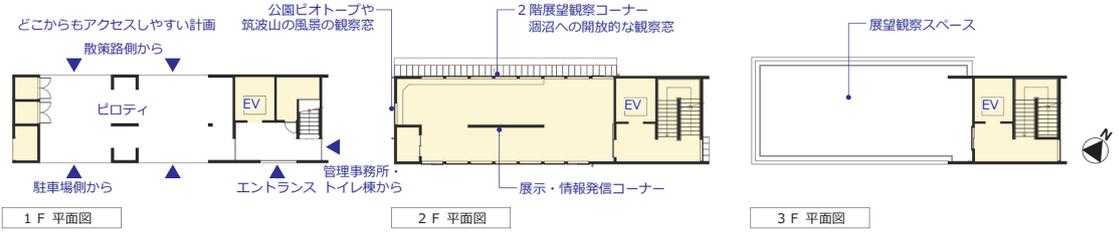
■ 涸沼水鳥・湿地センター設置の目的
ラムサール条約湿地涸沼の保全と賢明な利用（ワイズユース）をより一層推進していくことを目的として、涸沼水鳥・湿地センターを設置しました。

■ ラムサール条約登録湿地「涸沼」
茨城県銚田市、茨城町、大洗町に位置する935haの汽水湖
冬期にはスズガモ等の水鳥が飛来（東南アジア地域への越冬地及び中継地）
湖畔のヨシ群には絶滅のおそれのあるヒメマイトトンボ等が息
2015年5月28日ラムサール条約登録湿地に登録



■ 回遊拠点の役割を担う野鳥観察施設

- ・ 涸沼に関する基本情報や多様なアクティビティ情報を提供
- ・ 涸沼側に大きく観察窓を設け、一般利用の他、学校の課外学習の場としても活用できるように計画
- ・ 屋内外ともに木材を使用することで、より親しみやすい雰囲気演出



ラムサール条約湿地涸沼の保全と賢明な利用（ワイズユース）をより一層推進



屋上展望観察スペース
上空に飛来する水鳥の様子や筑波山などの遠方の景観を眺めることが可能

2階観察コーナー
湖面の水鳥やヨシ群を室内からゆっくり観察することが可能



■ 周辺環境との調和

- ・ 敷地周辺は漆喰壁や寄棟屋根といった昔ながらの民家が点在
- ・ 遠方には筑波山の稜線や樹林帯が連なる
- ・ 敷地内に銚田市による管理棟等の施設が同時に整備される
- ・ これらの景観に溶け込みながら湖面に接する観察施設としてふさわしい施設とする
- ・ 観察のための窓ガラスへ野鳥が衝突するパードストライクを抑制する対策を講じる

■ 建物概要・データ

施設名称：涸沼水鳥・湿地センター（観察施設）
所在地：茨城県銚田市箕輪 1754 番地（地番：箕輪字鎌尻 1754 番地）
用途地域：非線引き都市計画区域
建物用途：その他（野鳥観察施設）
階数：3 階建
建物高さ：11.057m
構造：木造
敷地面積：42,324.19 m²
延床面積：330.41 m²
設計者：株式会社ブレック研究所
発注者：国土交通省関東地方整備局管轄部

